

リビング・ニーズ特約 指定代理請求特約

ご契約のしおり・約款

ご契約の保険種類によっては、この特約を付加できない場合がございます。
詳細につきましては当社へお問い合わせください。



Gibraltar
ジブラルタ生命

ご挨拶

この冊子には、特約条項について記載されておりますので、内容を十分にご確認のうえ、「保険証券」とともに大切に保管ください。

なお、この冊子に記載しておりますさまざまなお取扱につきましては、実際にお取扱を行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱となります。

詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター

一般のお客様

ミナ ジブロック
0120-37-2269 通話料無料

募集代理店を通じて
ご加入されたお客様

ナンバージブロック
0120-78-2269 通話料無料

目 次

ご契約のしおり

○リビング・ニーズ特約について	2
○指定代理請求特約について	8

約 款

○リビング・ニーズ特約	
・ 終身保険 昭和48年3月20日認可*	1
・ 養老保険 昭和48年3月20日認可*	9
・ 終身年金付家族収入保険*	17
・ 勤労保険*	24
・ 定期付終身保険*	31
・ 特別養老保険*	37
・ 5年ごと利差配当付終身保険*	44
・ 無配当終身保険*	52
・ 無配当積立利率変動型終身保険*	59
・ 無配当新家族保障保険*	66
・ 無配当定期保険*	73
・ 無配当養老保険*	80
・ 無配当積立利率変動型年金支払型特殊養老保険*	87
・ 無配当特定疾病保障終身保険*	93
・ 無配当特定疾病保障定期保険*	99
・ 無配当新医療保険*	104

上記*のリビング・ニーズ特約を中途付加いただくご契約につき、「保険法の施行施行に伴う特則(B)」を適用いたします。

保険法の施行に伴う特則(B)について

2010年4月1日より保険法が施行されました。

これにともない、上記*の特約中途付加のお手をいただくご契約につき、「保険法の施行に伴う特則(B)」を適用することとしましたので、あわせてお渡しします。

すでに適用されている普通保険約款および特約条項の規定にかかわらず、「保険法の施行に伴う特則(B)」において定める事項については、各々のお手続きの効力発生日より、この特則を適用して取扱いますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせてお読みください。

○リビング・ニース特約	110
(終身保険・積立利率変動型終身保険・平準定期保険・無解約返戻金型平準定期保険・家族収入保険・高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)・養老保険・新医療保険・特定疾病保障終身保険・低解約返戻金型積立利率変動型終身保険・米国ドル建終身保険・米国ドル建年金支払型特殊養老保険・逡増定期保険・米国ドル建養老保険・米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)・一時金給付型医療保険(保険料払込中無解約返戻金型)・介護保障定期保険・介護保障付終身保険(低解約返戻金型)・豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付)・介護保障付定期保険・米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型))	
・一時金給付型医療保険(保険料払込中無解約返戻金型)に付加されている場合の特則	125
・介護保障定期保険に付加されている場合の特則	127
・介護保障付終身保険(低解約返戻金型)に付加されている場合の特則	128
・豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付)に付加されている場合の特則	129
・介護保障付定期保険に付加されている場合の特則	130
・米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)に付加されている場合の特則	131
○指定代理請求特約	132
○別表4	136

リビング・ニーズ特約について

◆リビング・ニーズ特約

〈特徴〉

1. 生きている間に保険金を受け取ることができます。

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、特約保険金の受取人からのご請求により、リビング・ニーズ特約による保険金をお支払します。

2. 病気・ケガの種類は問いません。

さまざまな病気・ケガに対応しますので、安心の幅が広がります。

3. 特約の保険料は必要ありません。

リビング・ニーズ特約を付加されても、この特約の保険料は必要ありません。

4. リビング・ニーズ特約の保険金は、非課税扱いとなります。

リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者が受け取られる場合は、非課税扱いとなります。なお、税制については、2017年1月現在の内容であり、将来的に変更となる可能性があります。

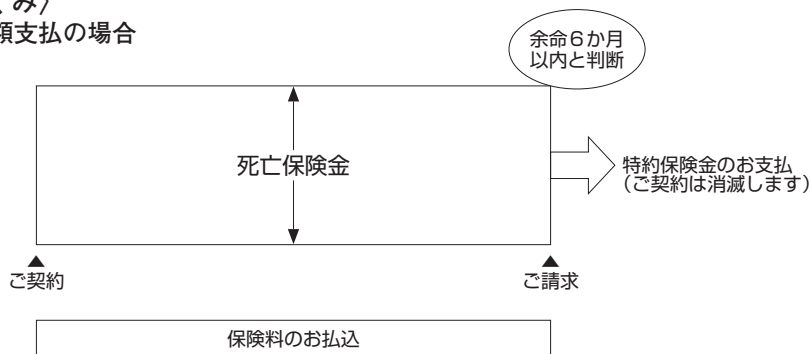
5. 必要に応じた金額を、ご請求できます。

ご請求額（指定保険金額）は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ他のご契約の指定保険金額と通算して3,000万円（米国ドル建保険については、30万米国ドルかつ3,000万円※、豪ドル建保険については、30万豪ドルかつ3,000万円※）以内であれば、ご請求時に自由にご指定いただけます。

※所定の書類を当社の本社にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額の限度

〈しくみ〉

●全額支払の場合

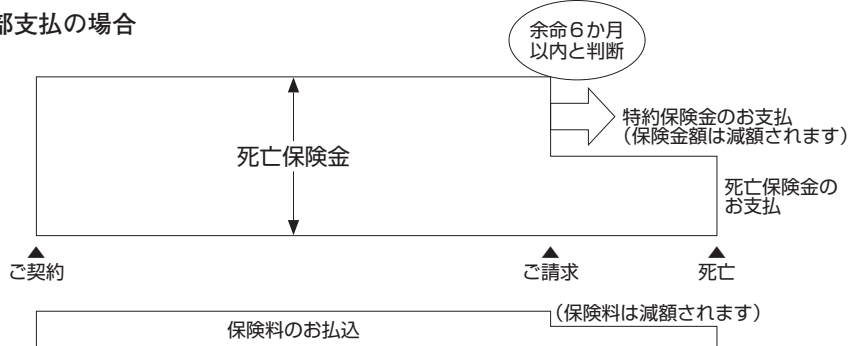


※死亡保険金額の全部が指定され、特約保険金が支払われた場合には、そのご契約は消滅します。

※積立利率変動型の保険の場合、特約保険金には特約保険金の請求日における主契約の増加死亡保険金額を含みます。

※通増定期保険の場合、特約保険金の支払対象となる金額は、この特約の請求日における死亡保険金額とします(当社が保険金をお支払する日の金額ではありません)。

●一部支払の場合



※死亡保険金額の一部が指定され、特約保険金が支払われた場合には、死亡保険金額は、指定保険金額分だけ請求日にさかのぼって減額されたものとし、ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。

※また、通増定期保険の死亡保険金額の一部をお支払した場合には、当社の定めるところにより、以後保険契約は減額された保険金額に対応する基準保険金額が減額されたものとしてお取扱します（お取扱の詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください）。

※主契約に付加されている入院特約等はそのまま継続します。

※リビング・ニース特約による保険金のお支払後も、継続する部分の保険料は引き続きお払込みいただきます。

- リビング・ニーズ特約により保険金が支払われた場合、リビング・ニーズ特約は消滅します（リビング・ニーズ特約による保険金のお支払は1回限りです）。

特約保険金のご請求について

- リビング・ニーズ特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。
- リビング・ニーズ特約による保険金のご請求に際しては、当社所定の診断書の提出が必要となります。診断書には、被保険者の余命が6か月以内であることに關する医師の参考意見を記入していただく部分があります。また、当社が必要と認めた場合には、事実の確認を行うことや当社の指定する医師の診査を求めることがあります。

被保険者をご請求できない特別な事情がある場合

- 保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した「指定代理請求人」が被保険者の代理人として、リビング・ニーズ特約による保険金をご請求いただけます。
※指定代理請求特約を付加した場合には、「指定代理請求特約について」をご参照ください。

特約保険金のお支払について

- 被保険者（指定代理請求人）からご請求があり、被保険者の余命が6か月以内[※]と判断される場合には、リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者（指定代理請求人）にお支払します。
※ 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解（場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。
- ただし、定期保険特約、新家族保障特約、家族保障特約等については保険期間満了（ただし、更新されるときは除きます）前1年間はその対象とはなりません。その他の保険種類については以下の表1、2をご参照ください。

米国ドル建終身保険の場合のご注意

リビング・ニーズ特約により死亡保険金額の一部または全部が支払われた場合で、特約保険金受取人が保険金をご請求した日からその日を含めて6か月以内に生存給付金支払日が到来しかつその生存給付金支払日に被保険者が生存している場合は、その生存給付金を全額お支払します。

(表1) つぎの主契約は、保険期間満了前一定期間はご請求の対象となりません。

保険種類	特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了前一定期間は対象とはなりません。
定期付終身保険	主契約の定期保険期間の満了前1年以内
特別養老保険	主契約の保険期間の満了前1年以内
養老保険（昭和48年3月20日認可）	主契約の保険期間の満了前1年以内
無配当養老保険	主契約の保険期間の満了前1年以内
無配当新家族保障保険	主契約の保険期間の満了前1年以内
終身年金付家族収入保険	主契約の第2保険期間の満了前1年以内
勤労保険	主契約の保険期間の満了前1年以内
無配当定期保険	主契約の保険期間の満了前1年以内
平準定期保険	主契約の保険期間の満了前1年以内
無解約返戻金型平準定期保険	主契約の保険期間の満了前1年以内
家族収入保険	主契約の保険期間の満了前1年以内
逓増定期保険	主契約の保険期間の満了前1年以内
高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）	主契約の保険期間の満了前1年以内
介護保障定期保険	主契約の保険期間の満了前1年以内
介護保障付定期保険	主契約の保険期間の満了前1年以内
豪ドル建年金支払型積立保険（積立利率市場連動期間付）	主契約の第1保険期間の満了前6か月以内

(表2) つぎの特約は、保険期間満了前1年以内はご請求の対象となりません。

保険種類	主契約に以下の特約が付加されている場合、各特約の保険期間満了前1年間は対象とはなりません。
終身保険（昭和48年3月20日認可）	定期保険特約、養老保険特約、家族保障特約、新家族保障特約
5年ごと利差配当付終身保険	5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付新家族保障特約 5年ごと利差配当付家族保障特約

リビング・ニーズ特約について

保険種類	主契約に以下の特約が付加されている場合、各特約の保険期間満了前1年間は対象とはなりません。
養老保険（昭和48年3月20日認可）	定期保険特約、養老保険特約
無配当積立利率変動型終身保険	無配当定期保険特約、無配当新家族保障特約
無配当積立利率変動型年金支払型特殊養老保険	無配当定期保険特約
無配当新家族保障保険	無配当定期保険特約
無配当終身保険	無配当定期保険特約、無配当新家族保障特約
無配当養老保険	無配当定期保険特約、無配当養老保険特約
無配当新医療保険	無配当定期保険特約
終身保険	平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、特定疾病保障定期保険特約
積立利率変動型終身保険	
養老保険	
平準定期保険	家族収入特約、特定疾病保障定期保険特約
無解約返戻金型平準定期保険	
家族収入保険	特定疾病保障定期保険特約
一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）	
新医療保険	平準定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、家族収入特約
生存給付金特則付低解約返戻金型積立利率変動型終身保険	特定疾病保障定期保険特約

- リビング・ニーズ特約によってお支払する保険金額は、ご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- リビング・ニーズ特約によるお支払で、主契約の死亡保険金額を全額払い出した場合には、付加されている特約もすべて消滅するものとします。ただし、当社が定める入院給付のある特約が消滅した場合に、その消滅時に被保険者が各特約条項に規定する入院中のときは、その入院は各特約の保険期間中の入院とみなし、この場合の給付金日額は、消滅した日の前日の日額と同額とします。
- リビング・ニーズ特約による保険金のご請求額（指定保険金額）は、被保険者お

リビング・ニーズ特約について

1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえた場合については、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払はできません。

- 米国ドル建保険、豪ドル建保険にリビング・ニーズ特約を付加した場合、指定保険金額は、他のご契約と通算して一被保険者につき、それぞれ、30万米国ドルかつ3,000万円※、30万豪ドルかつ3,000万円※を限度とします。

※ 所定の書類を当社にて受理した日の前日におけるTTM（対顧客電信仲値）で換算した円支払額の限度。

指定代理請求人にリビング・ニーズ特約による保険金をお支払した後の注意事項

- 指定代理請求人にリビング・ニーズ特約による保険金をお支払した後、保険契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はそのリビング・ニーズ特約による保険金の支払状況について事実に基づいて回答せざるを得ませんのでご承知おき願います。この場合、回答により万一不都合が生じて、当社は責任を負いかねますので、関係者で解決していただくことになります。

リビング・ニーズ特約による保険金をお支払できない場合について

- 主契約や特約の保険金等が「お支払できない場合」に該当したときは、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払はできません。

指定代理請求特約について

保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等をご請求できない所定の事情があるときに、保険金等の受取人にかわり指定代理請求人がご請求を行うことができる特約です。

1. 指定代理請求人について

- ・指定代理請求人は1名とし、つぎの①または②の範囲内から指定していただきます。

- ① 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 主契約の被保険者の3親等内の親族

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記①または②の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。

❗ご注意

指定代理請求特約による代理請求を確実にを行うため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

2. 代理請求が可能なケースについて

(1) 指定代理請求人による代理請求

- ・つぎの〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等のご請求をすることができます。

〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉

- ① 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ② 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③ その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

ご注意

- 故意に保険金等のお支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます）を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等をご請求できない上記の状態に該当させた者は、代理請求を行うことができません。

(2) 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

- ・(1)の〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、その受取人と生計を一にする者）が保険金等の受取人の代理人として保険金等をご請求することができます。

- ① 指定代理請求人が保険金等のご請求時において、すでに死亡している場合
- ② 指定代理請求人が保険金等のご請求時において、1. 指定代理請求人についての①または②の範囲外である場合
- ③ 指定代理請求人が指定されていない場合

3. 代理請求できる保険金等について

- ・この特約の対象となる保険金等（保険金、給付金、年金、保険料の払込免除を含み、給付の名称のいかんを問いません）はつぎの範囲内となります。

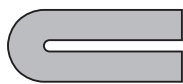
- ① 主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- ② 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ③ その他、当社の定める保険金等

* 保険金等の支払方法の選択に関する特約・年金特約・無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金用）の年金等について

- ・保険金等の支払方法の選択に関する特約・年金特約・無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金用）の年金等についても当社所定の条件をみたすことで、指定代理請求人による代理請求を行うことができます。

ご注意

- 保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は、保険契約者）が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。



リビング・ニース特約

本特約は、終身保険（昭和48年3月20日認可）に適用されます。

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 （支払事由）	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断される時	主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めるところにより、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

- 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
- 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
- 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の死亡保険金額の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

5. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
6. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
7. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なくいと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
8. 特約保険金を支払う場合に、主約款の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得て会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約の付加を承諾したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の死亡保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 被保険者と同居しました被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の

配偶者

(2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第12条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第13条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第14条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社書面に通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

8. 契約者配当

第15条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第16条（契約者配当金の特別支払）

1. 特約保険金を支払う場合には、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金

を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金に関する規定を適用します。

2. 主契約の契約者配当金の支払方法が払済養老保険の一時払保険料に充当する方法の場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第3項の規定により主契約が消滅するときは、払済養老保険の死亡保険金額から、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日から6カ月間のその金額に対応する利息を差し引いた金額を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
- (2) 第1条第4項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、払済養老保険はそのまま有効に継続します。

9. 管轄裁判所

第17条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第18条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第19条（主契約に年金支払取扱特約または介護保障特約が付加される場合の特則）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の積立金の全部を年金支払取扱特約または介護保障特約の原資に充当したとき
- (2) 主契約の積立金の一部を年金支払取扱特約または介護保障特約の原資に充当した場合で、年金支払取扱特約および介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅したとき

第20条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、家族保障特約または新家族保障特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、家族保障特約または新家族保障特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、定期保険特約、養老保険特約、家族保障特約または新家族保障特約について、各特約の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、定期保険特約の定期死亡保険金額、養老保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに家族保障特約および新家族保障特約について次号に定める金額（以下本項において「定期保険特約の定期死亡保険金額等」といいます。）を加えた額とします。
 - (2) 前号の規定により主契約の死亡保険金額に加えられる金額は、家族保障特約または新家族保障特約については、特約保険金の請求日の6カ月後の応当日に

死亡したときに将来の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額とします。ただし、家族保障特約については、特約保険金の請求日の6カ月後の応当日が第2保険期間中の場合は、特約死亡一時金額とします。

- (3) 第1号の場合、第1条第1項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および定期保険特約の定期死亡保険金額等のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および定期保険特約の定期死亡保険金額等から指定されたものとします。
 - (4) 前3号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。この場合、家族保障特約または新家族保障特約について第1条第4項を準用するときには、基本家族年金月額、第2号に定める金額に対する前号の規定により家族保障特約または新家族保障特約において指定された金額の割合分が減額されたものとします。
2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない定期保険特約、養老保険特約、家族保障特約または新家族保障特約については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 定期保険特約、養老保険特約または新家族保障特約が第1条第3項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金を特約保険金の受取人に支払います。
- (2) 主契約の死亡保険金額が第1条第4項の規定により減額されたことにより、家族保障特約の基本家族年金月額も同じ割合で減額されたときは、家族保障特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

第21条（主契約に生存給付特約が付加されている場合の特則）

主契約に付加されている生存給付特約が第1条（特約保険金の支払）第3項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第22条（主契約に家族定期保険特約〔妻型〕、家族定期保険特約〔子型〕または学資保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に家族定期保険特約〔妻型〕、家族定期保険特約〔子型〕または学資保障特約（以下本条において「家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第3項の規定により、家族定期保険特約〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第1条第4項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、家族定期保険特約〔妻型〕等はそのまま有効に継続します。

第23条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱）

主契約に付加されている災害入院特約(87)等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている災害入院特約(87)、家族災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、女性疾病入院特約

または長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第3項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。

- (2) 主契約に付加されている通院特約または家族通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。）については、つぎに定めるところによります。
 - (イ) 通院特約または家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期間中に第1条第3項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (3) 主契約に付加されている災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、女性疾病入院特約、災害割増特約または傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第4項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第24条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 - 1. 特約保険金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 被保険者の戸籍抄本
 - 4. 被保険者の印鑑証明書
 - 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 - 1. 特約保険金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 被保険者の戸籍抄本
 - 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 - 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 - 6. 指定代理請求人の住民票
 - 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

8. 最終保険料の払込を証明する書類
9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニーズ特約

本特約は、養老保険（昭和48年3月20日認可）に適用されます。

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 （支払事由）	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断される時	主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めるところにより、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

- 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
- 第1項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
- 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
- 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約

款（以下「主約款」といいます。）の保険金額の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

6. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
7. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
8. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
9. 特約保険金を支払う場合に、主約款の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得て会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約の付加を承諾したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の死亡保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保

険契約者、死亡保険金受取人および生存保険金受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第12条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第13条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第14条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社書面に通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

8. 契約者配当

第15条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第16条（契約者配当金の特別支払）

1. 特約保険金を支払う場合には、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金に関する規定を適用します。
2. 主契約の契約者配当金の支払方法が払済養老保険の一時払保険料に充当する方法の場合には、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により主契約が消滅するときは、払済養老保険の死亡保険金額から、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日から6カ月間のその金額に対応する利息を差し引いた金額を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
 - (2) 第1条第5項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、払済養老保険はそのまま有効に継続します。

9. 管轄裁判所

第17条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第18条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第19条（主契約に介護保障特約が付加される場合の特則）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の積立金の全部を介護保障特約の原資に充当したとき
- (2) 主契約の積立金の一部を介護保障特約の原資に充当した場合で、介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅したとき

第20条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、家族保障特約または新家族保障特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に定期保険特約、養老保険特約、家族保障特約または新家族保障特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、定期保険特約、養老保険特約、家族保障特約または新家族保障特約について、各特約の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、定期保険特約の定期死亡保険金額、養老保険特約の特約死亡保険金額ならびに家族保障特約および新家族保障特約について次号に定める金額（以下本項において

「定期保険特約の定期死亡保険金額等」といいます。)を加えた額とします。

- (2) 前号の規定により主契約の死亡保険金額に加えられる金額は、家族保障特約または新家族保障特約については、特約保険金の請求日の6カ月後の応当日に死亡したときに将来の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額とします。ただし、家族保障特約については、特約保険金の請求日の6カ月後の応当日が第2保険期間中の場合は、特約死亡一時金額とします。
- (3) 第1号の場合、第1条第1項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および定期保険特約の定期死亡保険金額等のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および定期保険特約の定期死亡保険金額等から指定されたものとします。
- (4) 前3号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。この場合、家族保障特約または新家族保障特約について第1条第5項を準用するときには、基本家族年金月額、第2号に定める金額に対する前号の規定により家族保障特約または新家族保障特約において指定された金額の割合分が減額されたものとします。

2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない定期保険特約、養老保険特約または新家族保障特約が第1条第4項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第21条（主契約に生存給付特約が付加されている場合の特則）

主契約に付加されている生存給付特約が第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第22条（主契約に家族定期保険特約〔妻型〕、家族定期保険特約〔子型〕または学資保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に家族定期保険特約〔妻型〕、家族定期保険特約〔子型〕または学資保障特約（以下本条において「家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により、家族定期保険特約〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第1条第5項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、家族定期保険特約〔妻型〕等はそのまま有効に継続します。

第23条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱）

主契約に付加されている災害入院特約(87)等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている災害入院特約(87)、家族災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、女性疾病入院特約または長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により

消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。

- (2) 主契約に付加されている通院特約または家族通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。）については、つぎに定めるところによります。
 - (イ) 通院特約または家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期間中に第1条第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (3) 主契約に付加されている災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、女性疾病入院特約、災害割増特約または傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第5項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第24条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票
 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 9. 保険証券

付則２ 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニーズ特約

本特約は、終身年金付家族収入保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金および家族年金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断される時	次項に定める金額（以下「主契約の死亡保険金額等」といいます。）のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めるところにより、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

2. 前項に定める指定の対象となる金額は、つぎの各号に定める金額の合計額とします。

(1) 主契約の死亡保険金額

(2) 前号のほか、つぎのいずれかに定める金額とします。

イ. 特約保険金の請求日の6カ月後の応当日（以下本号において「6カ月後の応当日」といいます。）が主契約の第1保険期間中であるとき

6カ月後の応当日に死亡したときに将来の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額

ロ. 6カ月後の応当日が主契約の第2保険期間中であるとき

基本家族年金月額60倍相当額

3. 第1項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社

に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。

4. 第1項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が主契約の第2保険期間の満了前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
5. 主契約の死亡保険金額等の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
6. 主契約の死亡保険金額等の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の基本家族年金月額、指定保険金額に対応する金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の基本家族年金月額の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
7. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金、家族年金、高度障害給付金または障害年金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金または障害年金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金または障害年金が支払われないときは、この限りではありません。
8. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金、家族年金、高度障害給付金または障害年金の請求を受けても、指定保険金額に対応する金額分については、会社は、これを支払いません。
9. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
10. 特約保険金を支払う場合に、主約款の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得て会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約の付加を承諾したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の死亡保険金額等の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第13条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者および家族年金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または家族年金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または家族年金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅および復活

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約の第2保険期間が満了したとき
- (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第12条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第13条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社で書面で通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

8. 契約者配当

第14条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第15条（契約者配当金の特別支払）

1. 特約保険金を支払う場合には、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金に関する規定を適用します。
2. 主約款に規定する契約者配当による払済養老保険については、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第5項の規定により主契約が消滅するときは、払済養老保険の死亡保険金額から、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日から6カ月間のその金額に対応する利息を差し引いた金額を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
 - (2) 第1条第6項の規定により主契約の基本家族年金月額が減額された場合でも、払済養老保険はそのまま有効に継続します。

9. 管轄裁判所

第16条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第17条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第18条（主契約に介護保障特約が付加される場合の特則）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の積立金の全部を介護保障特約の原資に充当したとき
- (2) 主契約の積立金の一部を介護保障特約の原資に充当した場合で、介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅したとき

第19条（主契約に定期保険特約、養老保険特約または終身保険特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に定期保険特約、養老保険特約または終身保険特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、定期保険特約または養老保険特約について、各特約の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項に定める主契約の死亡保険金額等は、定期保険特約の定期死亡保険金額ならびに養老保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額（以下本項において「定期保険特約の定期死亡保険金額等」といいます。）を加えた額とします。ただし、主契約の終身年金支払開始日以後は、

定期保険特約の定期死亡保険金額および終身保険特約の特約死亡保険金額のみとします。

- (2) 前号の場合、第1条第1項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額等および定期保険特約の定期死亡保険金額等のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額等および定期保険特約の定期死亡保険金額等から指定されたものとします。
- (3) 第1条第4項の規定は、主契約の終身年金支払開始日をこえる保険期間の定期保険特約および終身保険特約には適用しません。
- (4) 第10条（特約の消滅）第2号の規定は、前号に定める特約が付加されている場合には、つぎのとおり読み替えるものとします。

「(2) 主契約の第2保険期間の満了後、定期保険特約および終身保険特約が解約その他の事由によって消滅したとき」

- (5) 前4号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。

2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない定期保険特約または養老保険特約が第1条第5項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第20条（主契約に年金保険特約または生存給付特約が付加されている場合の特則）

主契約に付加されている年金保険特約または生存給付特約が第1条（特約保険金の支払）第5項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第21条（主契約に家族定期保険特約〔妻型〕または家族定期保険特約〔子型〕が付加されている場合の特則）

主契約に家族定期保険特約〔妻型〕または家族定期保険特約〔子型〕（以下本条において「家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第5項の規定により、家族定期保険特約〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第1条第6項の規定により主契約の基本家族年金月額が減額された場合でも、家族定期保険特約〔妻型〕等はそのま有効に継続します。

第22条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱）

主契約に付加されている災害入院特約(87)等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている災害入院特約(87)、家族災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、女性疾病入院特約または長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第5項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (2) 主契約に付加されている通院特約または家族通院特約（これらの特約と同様

の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。) については、つぎに定めるところによります。

- (イ) 通院特約または家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期間中に第1条第5項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

第23条 (主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則)

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 - 1. 特約保険金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 被保険者の戸籍抄本
 - 4. 被保険者の印鑑証明書
 - 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 - 1. 特約保険金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 被保険者の戸籍抄本
 - 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 - 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 - 6. 指定代理請求人の住民票
 - 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 - 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

- 1. 会社所定の保険契約名義変更請求書 (被保険者の同意印必要)
- 2. 保険契約者の印鑑証明書
- 3. 保険証券



リビング・ニーズ特約

本特約は、勤労保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	主契約の保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、第5条に規定する請求に必要な書類が会社に着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

2. 保険契約者は、特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
3. 第1項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が主契約の保険期間の満了（主契約の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
4. 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
5. 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下

「主約款」といいます。)の保険金の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

6. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
7. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
8. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
9. 特約保険金を支払う場合に、特約の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条 (特約保険料の払込)

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約を付加した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約を付加したとき

3. この特約の更新

第4条

主契約が更新された場合には、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約も主契約と同時に更新されます。

4. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第5条 (特約保険金の請求手続)

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求して下さい。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第15条（指定代理請求人

の変更)の規定により変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者および保険金受取人が法人である場合を除きます。

(1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。

4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

第6条 (特約保険金の支払の時期および場所)

特約保険金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

5. この特約の解約および解除

第7条 (特約の解約)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、保険証券に表示します。

第8条 (告知義務および告知義務違反による解除)

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。

2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第9条 (重大事由による解除)

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。

2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

6. この特約の失効、消滅および復活

第10条 (特約の失効)

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第11条 (特約の消滅)

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 特約保険金が支払われたとき

(2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第12条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

7. 払戻金

第13条

この特約に対する払戻金はありません。

8. 特約保険金の受取人による特約の存続

第14条（特約保険金の受取人による特約の存続）

特約保険金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

9. 指定代理請求人の変更

第15条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第5条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社書面に通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に表示をします。

10. 契約者配当

第16条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第17条（契約者配当金の特別支払）

特約保険金を支払う場合には、指定保険金額分に対して、主契約の保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金に関する規定を適用します。

11. 管轄裁判所

第18条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の規定の準用

第19条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

13. 特則等

第20条（主契約に養老保険特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に養老保険特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、特約の保険期間の満了前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項に定める主契約の保険金額は、養老保険特約の特約死亡保険金額を加えた額とします。
 - (2) 前号の場合、第1条第1項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約の保険金額および養老保険特約の特約死亡保険金額の割合に応じて、主契約の保険金額および養老保険特約の特約死亡保険金額から指定されたものとします。
 - (3) 前2号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。
2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない養老保険特約が第1条第4項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第21条（主契約に生存給付特約が付加されている場合の特則）

主契約に付加されている生存給付特約が第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第22条（主契約に家族定期保険特約〔妻型〕、家族定期保険特約〔子型〕または学資保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に家族定期保険特約〔妻型〕、家族定期保険特約〔子型〕または学資保障特約（以下本条において「家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により、家族定期保険特約〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第1条第5項の規定により主契約の保険金額が減額された場合でも、家族定期保険特約〔妻型〕等はそのまま有効に継続します。

第23条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱）

主契約に付加されている災害入院特約(87)等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている災害入院特約(87)、家族災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、女性疾病入院特約または長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、

各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。

- (2) 主契約に付加されている通院特約または家族通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。）については、つぎに定めるところによります。
 - (イ) 通院特約または家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期間中に第1条第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (3) 主契約に付加されている災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、女性疾病入院特約、災害割増特約または傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第5項の規定により主契約の保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第24条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 - 1. 特約保険金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 被保険者の戸籍抄本
 - 4. 被保険者の印鑑証明書
 - 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 - 1. 特約保険金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 被保険者の戸籍抄本
 - 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 - 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 - 6. 指定代理請求人の住民票
 - 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 - 8. 最終保険料の払込を証明する書類

9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニース特約

本特約は、定期付終身保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金または終身死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断される時	次項に定める金額（以下「主契約の死亡保険金額等」といいます。）のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めるところにより、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

2. 前項に定める指定の対象となる金額は、つぎの各号のいずれかに定める金額とします。

- (1) 特約保険金の請求日が主契約の定期保険期間中であるとき
主契約の死亡保険金額
- (2) 特約保険金の請求日が主契約の終身保険期間中であるとき
主契約の終身死亡保険金額

3. 第1項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。

4. 第1項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が主契約の定期保険期間の満了前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

5. 主契約の死亡保険金額等の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が

支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

6. 主契約の死亡保険金額等の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額等は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
7. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金もしくは終身死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
8. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金もしくは終身死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
9. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
10. 特約保険金を支払う場合に、主約款の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得て会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約の付加を承諾したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の死亡保険金額等の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求す

ることを要します。

2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者、死亡保険金受取人および生存給付金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第12条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第13条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第14条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。

2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社書面に通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

8. 利益配当

第15条（特約の利益配当金）

この特約に対する利益配当金はありません。

第16条（利益配当金の特別支払）

1. 特約保険金を支払う場合には、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の利益配当金に関する規定を適用します。
2. 主契約の利益配当金の支払方法が払済養老保険または払済終身保険の一時払保険料に充当する方法の場合には、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第5項の規定により主契約が消滅するときは、払済養老保険または払済終身保険の死亡保険金額から、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日から6カ月間のその金額に対応する利息を差し引いた金額を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
 - (2) 第1条第6項の規定により主契約の死亡保険金額等が減額された場合でも、払済養老保険および払済終身保険はそのまま有効に継続します。

9. 管轄裁判所

第17条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第18条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第19条（主契約に介護保障特約が付加される場合の特則）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の積立金の全部を介護保障特約の原資に充当したとき
- (2) 主契約の積立金の一部を介護保障特約の原資に充当した場合で、介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅したとき

第20条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱）

主契約に付加されている災害入院特約(87)等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている災害入院特約(87)、家族災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)または成人病入院特約(87)（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第5項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅

後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。

- (2) 主契約に付加されている災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、災害割増特約または傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第6項の規定により主契約の死亡保険金額等が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第21条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
(2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票
 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニース特約

本特約は、特別養老保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めるところにより、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

- 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
- 第1項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
- 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
- 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約

款（以下「主約款」といいます。）の保険金額の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

6. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
7. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
8. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
9. 特約保険金を支払う場合に、主約款の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得て会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約の付加を承諾したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の死亡保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保

険契約者、死亡保険金受取人および生存保険金受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第12条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第13条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第14条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社書面に通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

8. 契約者配当

第15条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第16条（契約者配当金の特別支払）

1. 特約保険金を支払う場合には、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金に関する規定を適用します。
2. 主約款に規定する契約者配当による払済養老保険については、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により主契約が消滅するときは、払済養老保険の死亡保険金額から、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日から6カ月間のその金額に対応する利息を差し引いた金額を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
 - (2) 第1条第5項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、払済養老保険はそのまま有効に継続します。

9. 管轄裁判所

第17条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第18条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第19条（主契約に介護保障特約が付加される場合の特則）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の積立金の全部を介護保障特約の原資に充当したとき
- (2) 主契約の積立金の一部を介護保障特約の原資に充当した場合で、介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅したとき

第20条（主契約に定期保険特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、特約の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、定期保険特約の定期死亡保険金額を加えた額とします。
 - (2) 前号の場合、第1条第1項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および定期保険特約の定期死亡保険金額の割合に応じて、主契約の死亡保険金額および定期保険特約の定期死亡保険金額から指定されたものとします。

(3) 前2号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。

2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない定期保険特約が第1条第4項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第21条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱）

主契約に付加されている災害入院特約(87)等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている災害入院特約(87)、家族災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)または成人病入院特約(87)（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (2) 主契約に付加されている災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、災害割増特約または傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第5項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第22条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票

7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
8. 最終保険料の払込を証明する書類
9. 保険証券

付則２ 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニーズ特約

本特約は、5年ごと利差配当付終身保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めるところにより、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

2. 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
3. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
4. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の死亡保険金額の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

5. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
6. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
7. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
8. 特約保険金を支払う場合に、主約款の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得て会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約の付加を承諾したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の死亡保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の

配偶者

(2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第12条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第13条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第14条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社に書面で通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

8. 契約者配当

第15条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第16条（契約者配当金の特別支払）

特約保険金を支払う場合には、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金

を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金に関する規定を適用します。

9. 管轄裁判所

第17条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第18条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第19条（主契約に5年ごと利差配当付年金支払取扱特約または5年ごと利差配当付介護保障特約が付加される場合の特則）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の積立金の全部を5年ごと利差配当付年金支払取扱特約または5年ごと利差配当付介護保障特約の原資に充当したとき
- (2) 主契約の積立金の一部を5年ごと利差配当付年金支払取扱特約または5年ごと利差配当付介護保障特約の原資に充当した場合で、5年ごと利差配当付年金支払取扱特約および5年ごと利差配当付介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅したとき

第20条（主契約に5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険特約、5年ごと利差配当付終身保険特約、5年ごと利差配当付家族保障特約または5年ごと利差配当付新家族保障特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険特約、5年ごと利差配当付終身保険特約、5年ごと利差配当付家族保障特約または5年ごと利差配当付新家族保障特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険特約、5年ごと利差配当付家族保障特約または5年ごと利差配当付新家族保障特約について、各特約の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、5年ごと利差配当付定期保険特約の定期死亡保険金額、5年ごと利差配当付養老保険特約および5年ごと利差配当付終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに5年ごと利差配当付家族保障特約および5年ごと利差配当付新家族保障特約について次号に定める金額（以下本項において「5年ごと利差配当付定期保険特約の定期死亡保険金額等」といいます。）を加えた額とします。
 - (2) 前号の規定により主契約の死亡保険金額に加えられる金額は、5年ごと利差配当付家族保障特約または5年ごと利差配当付新家族保障特約については、特約保険金の請求日の6カ月後の応当日に死亡したときに将来の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額とします。ただし、5年ごと利差配当付家

族保障特約については、特約保険金の請求日の6カ月後の応当日が第2保険期間中の場合は、特約死亡一時金額とします。

- (3) 第1号の場合、第1条第1項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および5年ごと利差配当付定期保険特約の定期死亡保険金額等のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および5年ごと利差配当付定期保険特約の定期死亡保険金額等から指定されたものとします。
 - (4) 前3号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。この場合、5年ごと利差配当付家族保障特約または5年ごと利差配当付新家族保障特約について第1条第4項を準用するときには、基本家族年金月額、第2号に定める金額に対する前号の規定により5年ごと利差配当付家族保障特約または5年ごと利差配当付新家族保障特約において指定された金額の割合分が減額されたものとします。
2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険特約、5年ごと利差配当付家族保障特約または5年ごと利差配当付新家族保障特約については、つぎの各号に定めるところによります。
- (1) 5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険特約または5年ごと利差配当付新家族保障特約が第1条第3項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金を特約保険金の受取人に支払います。
 - (2) 主契約の死亡保険金額が第1条第4項の規定により減額されたことにより、5年ごと利差配当付家族保障特約の基本家族年金月額も同じ割合で減額されたときは、5年ごと利差配当付家族保障特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

第21条（主契約に5年ごと利差配当付家族定期保険特約〔妻型〕、5年ごと利差配当付家族定期保険特約〔子型〕または5年ごと利差配当付学資保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に5年ごと利差配当付家族定期保険特約〔妻型〕、5年ごと利差配当付家族定期保険特約〔子型〕または5年ごと利差配当付学資保障特約（以下本条において「5年ごと利差配当付家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第3項の規定により、5年ごと利差配当付家族定期保険特約〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第1条第4項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、5年ごと利差配当付家族定期保険特約〔妻型〕等はそのまま有効に継続します。

第22条（主契約に付加されている無配当災害入院特約等の取扱）

主契約に付加されている無配当災害入院特約等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当家族災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約または無配当長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第3項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (2) 主契約に付加されている無配当通院特約または無配当家族通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。）については、つぎに定めるところによります。
 - (イ) 無配当通院特約または無配当家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期間中に第1条第3項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (3) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約、無配当災害割増特約または無配当傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第4項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第23条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本

4. 指定代理請求人の戸籍抄本
5. 指定代理請求人の印鑑証明書
6. 指定代理請求人の住民票
7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
8. 最終保険料の払込を証明する書類
9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニーズ特約

本特約は、無配当終身保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

2. 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
3. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
4. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の死亡保険金額の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

5. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
6. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
7. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
8. 特約保険金を支払う場合に、主約款の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約を付加した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約を付加したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の死亡保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第12条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第13条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第14条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社へ書面で通知してからでなければ会社へ対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

8. 契約者配当

第15条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 管轄裁判所

第16条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第17条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第18条（主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当したとき
- (2) 主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合で、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅したとき

第19条（主契約に無配当定期保険特約、無配当養老保険特約、無配当終身保険特約または無配当新家族保障特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に無配当定期保険特約、無配当養老保険特約、無配当終身保険特約または無配当新家族保障特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約について、各特約の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額、無配当養老保険特約および無配当終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに無配当新家族保障特約について次号に定める金額（以下本項において「無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等」といいます。）を加えた額とします。
 - (2) 前号の規定により主契約の死亡保険金額に加えられる金額は、無配当新家族保障特約については、特約保険金の請求日の6カ月後の応当日に死亡したときに将来の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額とします。
 - (3) 第1号の場合、第1条第1項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等から指定されたものとします。
 - (4) 前3号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。この場合、無配当新家族保障特約について第1条第4項を準用するときには、基本家族年金月額、第2号に定める金額に対する前号の規定により無配当新家族保障特約において指定された金額の割合分が減額されたものとします。
2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約が第1条第3項の規定に

より消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第20条（主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約（以下本条において「無配当家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第3項の規定により、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第1条第4項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等はそのまま有効に継続します。

第21条（主契約に付加されている無配当災害入院特約等の取扱）

主契約に付加されている無配当災害入院特約等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当家族災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約または無配当長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第3項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (2) 主契約に付加されている無配当通院特約または無配当家族通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。）については、つぎに定めるところによります。
 - (イ) 無配当通院特約または無配当家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期間中に第1条第3項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (3) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約、無配当災害割増特約または無配当傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第4項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第22条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票
 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニース特約

本契約は、無配当積立利率変動型終身保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	つぎの各号の合計額。 (1) 主契約の基本死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額 (2) 特約保険金の請求日における主契約の増加死亡保険金額のうち、指定保険金額に対応する増加死亡保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

- 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
- 主契約の基本死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものと

します。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

4. 主契約の基本死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の基本死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の基本死亡保険金額の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
5. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
6. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
7. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
8. 特約保険金を支払う場合に、主約款の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約を付加した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約を付加したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項第1号に規定する主契約の基本死亡保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人

の変更)の規定により変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条(特約保険金の支払の時期および場所)

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内(本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。)に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条(特約の解約)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第7条(告知義務および告知義務違反による解除)

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条(重大事由による解除)

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請

求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第12条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第13条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第14条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社で書面で通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

8. 契約者配当

第15条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 管轄裁判所

第16条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第17条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第18条（主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当したとき
- (2) 主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合で、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅したとき

第19条（主契約に無配当定期保険特約、無配当養老保険特約、無配当終身保険特約または無配当新家族保障特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に無配当定期保険特約、無配当養老保険特約、無配当終身保険特約または無配当新家族保障特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約について、各特約の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項第1号に定める主契約の基本死亡保険金額は、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額、無配当養老保険特約および無配当終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに無配当新家族保障特約について次号に定める金額（以下本項において「無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等」といいます。）を加えた額とします。
 - (2) 前号の規定により主契約の基本死亡保険金額に加えられる金額は、無配当新家族保障特約については、特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日に死亡したときに将来の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額とします。
 - (3) 第1号の場合、第1条第1項第1号に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の基本死亡保険金額および無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等のそれぞれの割合に応じて、主契約の基本死亡保険金額および無

配当定期保険特約の定期死亡保険金額等から指定されたものとします。

- (4) 前3号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。この場合、無配当新家族保障特約について第1条第4項を準用するときには、基本家族年金月額、第2号に定める金額に対する前号の規定により無配当新家族保障特約において指定された金額の割合分が減額されたものとします。
2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約が第1条第3項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の責任準備金を特約保険金の受取人に支払います。

第20条（主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約（以下本条において「無配当家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第3項の規定により、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の責任準備金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第1条第4項の規定により主契約の基本死亡保険金額が減額された場合でも、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等はそのまま有効に継続します。

第21条（主契約に付加されている無配当災害入院特約等の取扱）

主契約に付加されている無配当災害入院特約等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当家族災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約または無配当長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第3項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (2) 主契約に付加されている無配当通院特約または無配当家族通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。）については、つぎに定めるところによります。
 - (イ) 無配当通院特約または無配当家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期間中に第1条第3項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (3) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約、無配当災害割増特約または無配当

傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第4項の規定により主契約の基本死亡保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第22条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) つぎの(イ)および(ロ)の金額の合計額
 - (イ) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
 - (ロ) 第1条（特約保険金の支払）第1項第2号に規定する金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号(イ)の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票
 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニーズ特約

本特約は、無配当新家族保障保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の家族年金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）の6カ月後の応当日に死亡したときに将来の主契約の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額（以下「主契約の家族年金一括支払金額」といいます。）のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

- 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
- 第1項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が主契約の保険期間の満了（主契約の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
- 主契約の家族年金一括支払金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅

するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

5. 主契約の家族年金一括支払金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の基本家族年金額は、指定保険金額に対応する金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の基本家族年金額の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
6. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める家族年金または障害年金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める障害年金の請求を受けた場合で、主約款の規定により障害年金が支払われないときは、この限りではありません。
7. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める家族年金または障害年金の請求を受けても、指定保険金額に対応する金額分については、会社は、これを支払いません。
8. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
9. 特約保険金を支払う場合に、特約の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約を付加した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約を付加したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の家族年金一括支払金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保

険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第13条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者および家族年金受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
 4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社が指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または家族年金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被

保険者または家族年金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅および復活

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第12条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第13条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社書面に通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

8. 契約者配当

第14条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 管轄裁判所

第15条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第16条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第17条（主契約に無配当定期保険特約、無配当新家族保障特約または無配当養老保険特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に無配当定期保険特約、無配当新家族保障特約または無配当養老保険特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、各特約の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項に定める主契約の家族年金一括支払金額は、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額、無配当新家族保障特約について次号に定める金額および無配当養老保険特約の特約死亡保険金額（以下本項において「無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等」といいます。）を加えた額とします。
 - (2) 前号の規定により主契約の家族年金一括支払金額に加えられる金額は、無配当新家族保障特約については、特約保険金の請求日の6カ月後の応当日に死亡したときに将来の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額とします。
 - (3) 第1号の場合、第1条第1項に定める指定保険金額は、会社の定める方法により、特約保険金の請求日における主契約の家族年金一括支払金額および無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等のそれぞれの割合に応じて、主契約の家族年金一括支払金額および無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等から指定されたものとします。
 - (4) 前3号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。この場合、無配当定期保険特約または無配当養老保険特約について第1条第5項を準用するときには、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額または無配当養老保険特約の特約死亡保険金額は、前号の規定により無配当定期保険特約または無配当養老保険特約において指定された金額の割合分が減額されたものとします。
2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない無配当定期保険特約、無配当新家族保障特約または無配当養老保険特約が第1条第4項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第18条（主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約（以下本条において「無配当家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により、無配当家族定期保険特約

〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。

- (2) 第1条第5項の規定により主契約の基本家族年月額が減額された場合でも、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等はそのまま有効に継続します。

第19条（主契約に付加されている無配当災害入院特約等の取扱）

主契約に付加されている無配当災害入院特約等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当家族災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約または無配当長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (2) 主契約に付加されている無配当通院特約または無配当家族通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。）については、つぎに定めるところによります。
 - (イ) 無配当通院特約または無配当家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期間中に第1条第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (3) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約、無配当災害割増特約または無配当傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第5項の規定により主契約の保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第20条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書

3. 被保険者の戸籍抄本
4. 被保険者の印鑑証明書
5. 最終保険料の払込を証明する書類
6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票
 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 9. 保険証券

付則２ 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニース特約

本特約は、無配当定期保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を 支払わない場合
特約 保 険 金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被 保 険 者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

- 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
- 第1項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が主契約の保険期間の満了（主契約の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
- 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
- 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下

「主約款」といいます。)の保険金の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

6. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
7. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
8. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
9. 特約保険金を支払う場合に、特約の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条 (特約保険料の払込)

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約を付加した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約を付加したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条 (特約保険金の請求手続)

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第13条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者および保険金受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅および復活

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第12条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第13条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社に書面で通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

8. 契約者配当

第14条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 管轄裁判所

第15条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第16条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第17条（主契約に無配当養老保険特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に無配当養老保険特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、特約の保険期間の満了前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項に定める主契約の保険金額は、無配当養老保険特約の特約死亡保険金額を加えた額とします。
 - (2) 前号の場合、第1条第1項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約の保険金額および無配当養老保険特約の特約死亡保険金額の割合に応じて、主契約の保険金額および無配当養老保険特約の特約死亡保険金額から指定されたものとします。
 - (3) 前2号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。
2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない無配当養老保険特約が第1条第4項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第18条（主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約（以下本条において「無配当家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第1条第5項の規定により主契約の保険金額が減額された場合でも、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等はそのまま有効に継続します。

第19条（主契約に付加されている無配当災害入院特約等の取扱）

主契約に付加されている無配当災害入院特約等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当家族災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約または無配当長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (2) 主契約に付加されている無配当通院特約または無配当家族通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。）については、つぎに定めるところによります。
 - (イ) 無配当通院特約または無配当家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期

間中に第1条第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

- (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (3) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約、無配当災害割増特約または無配当傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第5項の規定により主契約の保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第20条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票
 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書

3. 保険証券



リビング・ニーズ特約

本特約は、無配当養老保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

2. 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
3. 第1項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
4. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
5. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約

款（以下「主約款」といいます。）の保険金額の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

6. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
7. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
8. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
9. 特約保険金を支払う場合に、主約款の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約を付加した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約を付加したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の死亡保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者、死亡保険金受取人および生存保険金受取人が法人である場合を除きま

す。

- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第12条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第13条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第14条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社へ書面で通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

8. 契約者配当

第15条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 管轄裁判所

第16条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第17条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第18条（主契約に無配当介護保障特約が付加される場合の特則）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の積立金の全部を無配当介護保障特約の原資に充当したとき
- (2) 主契約の積立金の一部を無配当介護保障特約の原資に充当した場合で、無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅したとき

第19条（主契約に無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約について、各特約の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額、無配当養老保険特約の特約死亡保険金額および無配当新家族保障特約について次号に定める金額（以下本項において「無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等」といいます。）を加えた額とします。
 - (2) 前号の規定により主契約の死亡保険金額に加えられる金額は、無配当新家族保障特約については、特約保険金の請求日の6カ月後の応当日に死亡したときに将来の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額とします。
 - (3) 第1号の場合、第1条第1項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等から指定されたものとします。
 - (4) 前3号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。この場合、無配当新家族保障特約について第1条第5項を準用するときには、基本家

族年金月額、第2号に定める金額に対する前号の規定により無配当新家族保障特約において指定された金額の割合分が減額されたものとします。

2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約が第1条第4項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第20条（主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約（以下本条において「無配当家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第1条第5項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等はそのまま有効に継続します。

第21条（主契約に付加されている無配当災害入院特約等の取扱）

主契約に付加されている無配当災害入院特約等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当家族災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約または無配当長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (2) 主契約に付加されている無配当通院特約または無配当家族通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。）については、つぎに定めるところによります。
 - (イ) 無配当通院特約または無配当家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期間中に第1条第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (3) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約、無配当災害割増特約または無配当傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第5項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第22条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票
 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニース特約

本契約は、無配当積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	つぎの各号の合計額。 (1)会社の定める方法により、第4条に規定する請求に必要な書類が会社に着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）における主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第1条第6号に規定する主契約の死亡保険金額（以下単に「主契約の死亡保険金額」といいます。）のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、特約保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額 (2)特約保険金の請求日における主契約の増加保険金額のうち指定保険金額に対応する増加保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 戦争その他の変乱

2. 保険契約者は、特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
3. 第1項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が主契約の死亡保障期間の満了前1年以内となる場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
4. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
5. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の基本年金月額、主約款第38条（保険契約内容の変更）第2号の規定により、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 主約款第38条（保険契約内容の変更）第2号の(イ)の規定にかかわらず、払戻金は支払いません。
 - (2) 主約款第38条（保険契約内容の変更）第2号の(ニ)の規定は適用しません。
6. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
7. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
8. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
9. 特約保険金を支払う場合に、主約款の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約を付加した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約を付加したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項第1号に規定する主契約の死亡保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則に規定する書類を会社に提出して請求して下さい。
2. 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

特約保険金の支払の時期および場所については、主約款の年金等、死亡一時金等および保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に表示します。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。

第8条（重大事由による解除）

主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。

5. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第12条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 特約保険金の受取人による特約の存続

第13条

特約保険金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

8. 契約者配当

第14条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 管轄裁判所

第15条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第16条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第17条（主契約に無配当介護保障特約が付加される場合の特則）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の積立金の全部を無配当介護保障特約の原資に充当したとき
- (2) 主契約の積立金の一部を無配当介護保障特約の原資に充当した場合で、無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅したとき

第18条（主契約に無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約について、各特約の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項第1号に定める主契約の死亡保険金額は、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額、無配当養老保険特約の特約死亡保険金額および無配当新家族保障特約について次号に定める金額（以下本項において「無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等」といいます。）を加えた額とします。
 - (2) 前号の規定により主契約の死亡保険金額に加えられる金額は、無配当新家族保障特約については、特約保険金の請求日の6カ月後の応当日に死亡したときに将来の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額とします。

- (3) 第1号の場合、第1条第1項第1号に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等から指定されたものとします。
 - (4) 前3号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。この場合、無配当新家族保障特約について第1条第5項を準用するときには、基本家族年金月額、第2号に定める金額に対する前号の規定により無配当新家族保障特約において指定された金額の割合分が減額されたものとします。
2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約が第1条第4項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の責任準備金を特約保険金の受取人に支払います。

第19条（主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約（以下本条において「無配当家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の責任準備金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第1条第5項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等はそのまま有効に継続します。

第20条（主契約に付加されている無配当災害入院特約等の取扱）

主契約に付加されている無配当災害入院特約等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当家族災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約または無配当長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (2) 主契約に付加されている無配当通院特約または無配当家族通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。）については、つぎに定めるところによります。
 - (イ) 無配当通院特約または無配当家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期間中に第1条第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間

中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

- (3) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約、無配当災害割増特約または無配当傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第5項の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第21条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) つぎの(イ)および(ロ)の金額の合計額
- (イ) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (ロ) 第1条（特約保険金の支払）第1項第2号に規定する金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号(イ)の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則 特約保険金の請求書類

特約保険金の請求書類

1. 特約保険金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 被保険者の戸籍抄本
4. 被保険者の印鑑証明書
5. 最終保険料の払込を証明する書類
6. 保険証券



リビング・ニース特約

本特約は、無配当特定疾病保障終身保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断される時	主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

2. 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
3. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
4. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の死亡保険金額の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
5. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金、特定疾病給付金または

高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める特定疾病給付金または高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により特定疾病給付金または高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。

6. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金、特定疾病給付金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
7. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
8. 特約保険金を支払う場合に、主約款の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約を付加した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約を付加したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の死亡保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 被保険者と同居しました被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

- (2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人と同一人であることを要します。
4. 第2項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において第2項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
5. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
6. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長特定疾病保障定期保険に変更されたとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第12条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、延長特定疾病保障定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第13条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第14条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項および第3項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社書面に通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

8. 契約者配当

第15条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 管轄裁判所

第16条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第17条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則

第18条

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票
 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）

2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニース特約

本特約は、無配当特定疾病保障定期保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断される時	主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、第4条に規定する請求に必要な書類が会社に到着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

2. 保険契約者は、特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
3. 第1項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が主契約の保険期間の満了（主契約の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
4. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
5. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約

款（以下「主約款」といいます。）の死亡保険金額の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

6. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金、特定疾病給付金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める特定疾病給付金または高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により特定疾病給付金または高度障害給付金が支払われないときは、この限りでありません。
7. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める死亡保険金、特定疾病給付金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
8. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約を付加した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約を付加したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の死亡保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求して下さい。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 被保険者と同居しました被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の

配偶者

(2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

3. 前項の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人と同一人であることを要します。

4. 第2項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において第2項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。

5. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

6. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

特約保険金の支払の時期および場所については、主約款の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、保険証券に表示します。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。

2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。

2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅および復活

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 特約保険金が支払われたとき

(2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約について

も同時に復活の請求を行なうことができます。

2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第12条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 特約保険金の受取人による特約の存続

第13条

特約保険金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

8. 指定代理請求人の変更

第14条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項および第3項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社書面に通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に表示します。

9. 契約者配当

第15条

この特約に対する契約者配当金はありません。

10. 管轄裁判所

第16条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の規定の準用

第17条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

12. 主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則

第18条

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合

で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票
 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニーズ特約

本特約は、無配当新医療保険に適用されます。

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約に付加されている無配当定期保険特約、無配当養老保険特約、無配当終身保険特約または無配当新家族保障特約（以下「無配当定期保険特約等」といいます。）の全部または一部について、将来の死亡保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	主契約に付加されている無配当定期保険特約の定期死亡保険金額、無配当養老保険特約および無配当終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに無配当新家族保障特約について第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）の6カ月後の応当日に死亡したときに将来の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額（以下「無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等」といいます。）のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

2. 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
3. 第1項の規定にかかわらず、無配当定期保険特約、無配当養老保険特約または無配当新家族保障特約について、特約保険金の請求日がその特約の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年以内の場合は、その特約について第1項の規定を適用しません。
4. 無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、無配当定期保険特約等は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
5. 無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等の一部が指定保険金額として指定された場合には、指定保険金額は、特約保険金の請求日における無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等のそれぞれの割合に応じて無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等から指定されたものとし、特約保険金が支払われたときには、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等は、それぞれのその指定金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、無配当定期保険特約等の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
6. 特約保険金を支払う前に、無配当定期保険特約等に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、無配当定期保険特約等に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、無配当定期保険特約等の規定により高度障害給付金が支払われないときは、この限りではありません。
7. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に無配当定期保険特約等に定める死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
8. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
9. 特約保険金を支払う場合に、無配当養老保険特約または無配当終身保険特約の特約条項の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。ただし、無配当定期保険特約等が付加されていることを要します。
2. 会社は、この特約を付加した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

- (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
- (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約を付加したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する無配当定期保険特約の定期死亡保険金額等の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第40条（給付金の受取人を保険契約者とする場合の特則）の規定が主契約に適用される場合を除きます。
 - (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第7条（告知義務違反による解除）

1. 無配当定期保険特約等の告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により無配当定期保険特約等を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または無配当定期保険特約等に定める死亡保険金の受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 無配当定期保険特約等の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により無配当定期保険特約等を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または無配当定期保険特約等に定める死亡保険金の受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約または無配当定期保険特約等のすべてが解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済新医療保険に変更されたとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約および無配当定期保険特約等についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約および無配当定期保険特約等についての復活を承諾したときに限り、主約款および無配当定期保険特約等の復活の規定を準用して主契約および無配当定期保険特約等と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約および無配当定期保険特約等についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第12条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済新医療保険に変更された主契約についての元の保険への復旧および無配当定期保険特約等についての復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。

2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約および無配当定期保険特約等についての復旧を承諾したときに限り、主約款および無配当定期保険特約等の復旧の規定を準用して主契約および無配当定期保険特約等と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約および無配当定期保険特約等についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第13条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第14条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社書面に通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

8. 契約者配当

第15条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 管轄裁判所

第16条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第17条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第18条（主契約に付加されている無配当災害割増特約または無配当傷害特約の取扱）

主契約に付加されている無配当災害割増特約または無配当傷害特約は、第1条第5項の規定により無配当定期保険特約の定期死亡保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第19条（主契約に新医療特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に新医療特別扱保険特約が付加され、無配当定期保険特約等について保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における新医療特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票
 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券



リビング・ニーズ特約

本特約は、終身保険・積立利率変動型終身保険・平準定期保険・無解約返戻金型平準定期保険・家族収入保険・高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）・養老保険・新医療保険・特定疾病保障終身保険・低解約返戻金型積立利率変動型終身保険・米国ドル建終身保険・米国ドル建年金支払型特殊養老保険・増増定期保険・米国ドル建養老保険・米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）・一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）・介護保障定期保険・介護保障付終身保険（低解約返戻金型）・豪ドル建年金支払型積立保険（積立利率市場連動期間付）・介護保障付定期保険・米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に適用されます。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約を付加したときは、その日とします。

第2条（保険金の支払と請求）

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、会社の定める金額の範囲内で、主契約の死亡保険金額の一部または全部を主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）に支払います。ただし、主契約の高度障害保険金の受取人が複数である場合には、その受取割合が、この特約の保険金についても及ぶものとします。
- 2 前項に定めるこの特約の保険金の受取人（以下、「特約保険金受取人」といいます。）は、請求書類（別表4）を提出して、前項に定めるこの特約の保険金を請求してください。
- 3 この特約の保険金を支払ったときは、支払った保険金額と同額の主契約の保険金額が支払日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。
- 4 この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害保険金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害保険金が支払われないときは、この限りではありません。
- 5 この特約の保険金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、この特約により支払った保険金額については、会社は、これを支払いません。
- 6 この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により、余命期間相当分の利息および保険料を、また、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いて支払います。
- 7 主契約の保険金額の全部が支払われた場合、主契約は消滅するものとし、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約は消滅します。この場合、特約の消滅に関する規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。このとき、各特約が下記の各号に規定する事由に該当したときには、それぞれに規定するとおり取り扱います。また、主契約の保険金額の一部が支払われた場合には各特約は減額されることなく継続するものとします。

(1) 新医療保険特約、配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約、新医療成人

病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療がん特約、配偶者新医療がん特約、新医療入院一時金特約または新医療長期入院特約が、各特約の被保険者の入院中に消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合の給付金日額は、各特約が消滅した日のそれと同額とします。

(2) 新医療通院特約については、つぎに定めるところによります。

ア. 新医療通院特約が、新医療通院特約条項に定める通院期間中に消滅した場合には、新医療通院特約の消滅後のその通院期間中の通院については、新医療通院特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。この場合の通院給付金日額は、新医療通院特約が消滅した日のそれと同額とします。

イ. 前号の規定により新医療保険特約の保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、新医療通院特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。この場合の通院給付金日額は、新医療通院特約が消滅した日のそれと同額とします。

8 この特約の保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

第3条（保険金を支払わない場合）

被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により第2条（保険金の支払と請求）第1項の規定に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。

第4条（特約の復活）

1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2 前項の請求を受けた場合、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第5条（特約の解約）

1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第6条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第7条（特約の保険金の受取人による特約の存続）

この特約の保険金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

第8条（特約の復旧）

1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第9条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第10条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第11条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第12条（契約者配当）

この特約に対しては契約者配当はありません。

第13条（主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合の特則）

- 1 主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に主契約に付加されている平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）の特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価を合算した額とします。ただし、合算される家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価については、この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定に定める将来の特約家族年金の全部の現価とします。
- 2 保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条（保険金の支払と請求）第1項および第7項の規定にかかわらず、主契約、平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）のこの特約の請求日における死亡保険金額または特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）のこの特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定に定める将来の

特約家族年金の全部の現価のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。

- 3 平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約については、それぞれの特約の保険期間満了前12か月間は、それぞれの特約にかかるこの特約の保険金の請求を行うことはできないものとします。
- 4 前項の規定にかかわらず、平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が自動更新される場合には、平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約については、前項の「特約の保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。
- 5 第3項の規定によりそれぞれの特約にかかるこの特約の保険金の請求を行うことができない平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）または特定疾病保障定期保険特約が第2条（保険金の支払と請求）第7項の規定により消滅したときは、同条同項の規定にかかわらず、その特約の責任準備金を特約保険金受取人に支払います。
- 6 第2条（保険金の支払と請求）第3項から第6項までの規定は本条の場合に適用します。
- 7 前項および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による保険金額の減額については、家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の場合、家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定の定めるところにより減額したものととして取り扱います。

第14条（主契約に介護保障移行特約または介護年金移行特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合またはこの特約が付加された主契約が介護年金移行特約により介護年金支払に移行した場合には、移行部分についてこの特約は消滅します。

第15条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- 1 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第16条（管轄裁判所）

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第17条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主契約の規定を準用します。

第18条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項の主契約の死

亡保険金額は保険金額とし、この特約の保険金の支払が行われる場合には、請求日の保険金額に対するこの特約の保険金額の割合と同じ割合で増加死亡保険金も支払われます。この場合、増加死亡保険金額は、主契約の保険金の支払日に減額されたものとして取り扱います。

第19条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）に特別条件付保険特約が付加されている場合において、この特約の請求日が、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア.に定める保険金削減期間中であるときには、第2条（保険金の支払と請求）第1項および第6項、第13条（主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合の特則）第1項および第2項ならびに第21条（平準定期保険、家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険、特定疾病保障定期保険または遡増定期保険に付加されている場合の特則）第2項の規定により定まるこの特約の保険金の額に、この特約の請求日における特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア.に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。ただし、第2条（保険金の支払と請求）第3項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。

第20条（新医療保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約は、平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約とあわせて主契約に付加されることを要します。
- 2 第13条（主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合の特則）および第19条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）の規定は適用せず、本条に定めるところ

によります。

- 3 第2条（保険金の支払と請求）第1項中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約に付加されている平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価を合算した額（ただし、合算される家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価については、この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定に定める将来の特約家族年金の全部の現価とします。）」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人（平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と、同条第3項中、「主契約の保険金額」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価」と、同条第5項中、「主約款に定める保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約保険金または家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項に定める特約年金」と、それぞれ読み替えます。
- 4 保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約のこの特約の請求日における特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）のこの特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定に定める将来の特約家族年金の全部の現価のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとしします。
- 5 第2条（保険金の支払と請求）第4項をつぎのとおり読み替えます。
「4 この特約の保険金の支払がなされる前に平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約保険金または家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項に定める特約年金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り

扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約高度障害保険金または家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項に定める特約高度障害年金の請求を受けた場合で、平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項の規定により特約高度障害保険金が支払われないときまたは家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の規定により特約高度障害年金が支払われないときは、この限りではありません。」

- 6 第2条（保険金の支払と請求）第7項の規定は適用しません。
- 7 平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）または特定疾病保障定期保険特約については、それぞれの特約の保険期間満了前12か月間は、それぞれの特約にかかるこの特約の保険金の請求を行うことはできないものとします。
- 8 平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、この特約の請求日が、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア.に定める保険金削減期間中であるときには、第4項および第2条（保険金の支払と請求）第1項および第3項から第6項までの規定により定まるこの特約の保険金の額に、この特約の請求日における特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア.に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。ただし、第2条（保険金の支払と請求）第3項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。
- 9 第4条（特約の復活）および第8条（特約の復旧）中、「主契約」とあるのは「主契約および平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約」と読み替えます。
- 10 第9条（特約の消滅）の規定をつぎのとおり読み替えます。

「第9条（特約の消滅）」

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約が消滅したとき
 - (3) 主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約がすべて消滅したとき」
- 11 この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が更新または他の保険契約もしくは特約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約および主契約に付加されている平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約と同時に自動的に更新され継続するものとしす。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第7条（特約の保険金の受取人による特約の存続）および第10条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (4) 第1号または第2号の場合、第7項中、「特約の保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。
 - (5) 前4号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 12 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新されたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 特約保険金受取人である被保険者がこの特約の保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第3号の規定により変更指定したつぎの者（以下、「指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、被保険者の代理人として第2条（保険金の支払と請求）第1項に定めるこの特約の保険金の請求をすることができます。
 - ア. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族
 - (2) 前号の規定により、会社がこの特約の保険金を被保険者の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 保険契約者が本号の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - イ. 本号の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
 - (4) 第3条（保険金を支払わない場合）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（保険金を支払わない場合）」

被保険者が、保険契約者、被保険者または第20条（新医療保険に付加

されている場合の特則) 第12項第1号に定める指定代理請求人の故意により第2条(保険金の支払と請求) 第1項に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。」

第21条 (平準定期保険、家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)、無解約返戻金型平準定期保険、特定疾病保障定期保険または通増定期保険に付加されている場合の特則)

- 1 この特約が平準定期保険、家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)、無解約返戻金型平準定期保険、特定疾病保障定期保険または通増定期保険(払済保険に変更された場合を除きます。以下、本条において同じとします。)に付加されている場合、この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
- 2 この特約が家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)または通増定期保険に付加されている場合、第2条(保険金の支払と請求) 第1項に定める主契約の死亡保険金額は、つぎの各号に定める金額とします。
 - (1) この特約が家族収入保険または高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)に付加されている場合
この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入保険普通保険約款および高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)普通保険約款の年金の一時支払に関する規定に定める将来の家族年金の全部の現価
 - (2) この特約が通増定期保険に付加されている場合
この特約の請求日における死亡保険金額
- 3 第2条(保険金の支払と請求) 第3項の規定による死亡保険金額の減額については、この特約が家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)または通増定期保険に付加されている場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約が家族収入保険または高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)に付加されている場合
本条および第2条(保険金の支払と請求) 第3項の規定により減額された保険金額について、家族収入保険普通保険約款または高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)普通保険約款の年金の一時支払に関する規定に定めるところにより減額したものととして取り扱います。
 - (2) この特約が通増定期保険に付加されている場合
本条および第2条(保険金の支払と請求) 第3項の規定により減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものととして取り扱います。
- 4 この特約が付加されている平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険または特定疾病保障定期保険が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日(以下、「更新日」

- といえます。)に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第7条（特約の保険金の受取人による特約の存続）および第10条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- (4) 第1号または第2号の場合、第1項中、「保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。
- (5) 前4号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 5 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新されたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 特約保険金受取人である被保険者がこの特約の保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第3号の規定により変更指定したつぎの者（以下、「指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、被保険者の代理人として第2条（保険金の支払と請求）第1項に定めるこの特約の保険金の請求をすることができます。
- ア. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- イ. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族
- (2) 前号の規定により、会社がこの特約の保険金を被保険者の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 保険契約者が本号の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- イ. 本号の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
- (4) 第3条（保険金を支払わない場合）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（保険金を支払わない場合）」

被保険者が、保険契約者、被保険者または第21条（平準定期保険、家族収入保険、高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険、特定疾病保障定期保険または通増定期保険に付加されている場合の特則）第5項第1号に定める指定代理請求人の故意により第2条（保険金の支払と請求）第1項に該当し

た場合には、この特約の保険金を支払いません。」

第22条（主契約に介護前払特約または介護年金移行特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約を介護前払特約または介護年金移行特約とあわせて主契約に付加する場合には、この特約の特約保険金の請求と介護前払特約または介護年金移行特約の介護年金の請求を重ねて受けた場合には、介護前払特約または介護年金移行特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護前払特約または介護年金移行特約の介護年金は支払いません。

第23条（医療保険（04）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約は、平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約とあわせて主契約に付加されることを要します。
- 2 第13条（主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合の特則）および第19条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）の規定は適用せず、本条に定めるところによります。
- 3 第2条（保険金の支払と請求）第1項中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約に付加されている平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価を合算した額（ただし、合算される家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価については、この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定に定める将来の特約家族年金の全部の現価とします。）」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人（平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と、

同条第3項中、「主契約の保険金額」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金の現価」と、同条第5項中、「主約款に定める保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約保険金または家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）に定める特約年金」と、それぞれ読み替えます。

- 4 保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約のこの特約の請求日における特約死亡保険金額ならびに家族収入特約および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）のこの特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入特約条項および高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の年金の一時支払に関する規定に定める将来の特約家族年金の全部の現価のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。

- 5 第2条（保険金の支払と請求）第4項をつぎのとおり読み替えます。

「4 この特約の保険金の支払がなされる前に平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約保険金または家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項に定める特約年金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項に定める特約高度障害保険金または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の請求を受けた場合で、平準定期保険特約条項、特定疾病保障終身保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項もしくは終身保険特約条項の規定により特約高度障害保険金が支払われないときまたは家族収入特約条項もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）条項の規定により特約高度障害年金が支払われないときは、この限りでありません。」

- 6 第2条（保険金の支払と請求）第7項の規定は適用しません。

- 7 平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）または特定疾病保障定期保険特約については、それぞれの特約の保険期間満了前12か月間は、それぞれの特約にかかるこの特約の保険金の請求を行うことはできないものとします。

- 8 平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、この特約の請求日が、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号

ア.に定める保険金削減期間中であるときには、第4項および第2条（保険金の支払と請求）第1項および第3項から第6項までの規定により定まるこの特約の保険金の額に、この特約の請求日における特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア.に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。ただし、第2条（保険金の支払と請求）第3項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。

- 9 第4条（特約の復活）中、「主契約」とあるのは「主契約および平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約」と読み替えます。
- 10 第9条（特約の消滅）の規定をつぎのとおり読み替えます。

「第9条（特約の消滅）」

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約が消滅したとき
 - (3) 主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約および終身保険特約がすべて消滅したとき
- 11 この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が更新または他の保険契約もしくは特約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約および主契約に付加されている平準定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第7条（特約の保険金の受取人による特約の存続）および第10条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (4) 第1号または第2号の場合、第7項中、「特約の保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。
 - (5) 前4号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 12 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新されたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金受取人である被保険者がこの特約の保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第3号の規定により変更指定したつぎの者（以下、「指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、被保険者の代理人として第2条（保険金の支払と請求）第1項に定めるこの特約の保険金の請求をすることができます。

ア. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

イ. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族

- (2) 前号の規定により、会社がこの特約の保険金を被保険者の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

ア. 保険契約者が本号の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

イ. 本号の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

- (4) 第3条（保険金を支払わない場合）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（保険金を支払わない場合）」

被保険者が、保険契約者、被保険者または第23条（医療保険（04）に付加されている場合の特則）第12項第1号に定める指定代理請求人の同意により第2条（保険金の支払と請求）第1項に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。」

第24条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が生存給付金特則の付加された米国ドル建終身保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第3項中、「主契約の保険金額」を「主契約の死亡保険金額」と読み替えます。
- (2) 第2条（保険金の支払と請求）第4項中、「主約款に定める保険金」を「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金の支払と請求）第7項中、「主契約の保険金額」を「主契約の死亡保険金額」と読み替えます。
- (4) この特約の保険金として主契約の死亡保険金額の一部または全部が支払われた場合で、特約保険金受取人がこの特約の保険金を請求した日からその日を含めて6か月以内に生存給付金支払日が到来するときは、その生存給付金についてはつぎのとおり取り扱います。

- ① 主契約の死亡保険金額の一部が支払われたときは、その生存給付金支払日に支払われる生存給付金の金額については、第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定にかかわらず、主契約の死亡保険金額が減額されなかったもの

として取り扱います。

- ② 主契約の死亡保険金額の全部が支払われたときは、その生存給付金支払日に生存給付金の支払事由に該当したときに限り生存給付金を支払います。この場合、生存給付金の金額については、主契約が消滅しなかったものとして取り扱います。ただし、主約款の規定により生存給付金を自動的に据え置く取扱は行いません。

リビング・ニーズ特約を一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加する場合、110～124ページの規定と併せて、つぎの特則をご確認ください。

一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

- 1 この特約は、特定疾病保障終身保険特約または特定疾病保障定期保険特約とあわせて主契約に付加されることを要します。
- 2 第13条（主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）が付加されている場合の特則）および第19条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）の規定は適用せず、この特則に定めるところによります。
- 3 第2条（保険金の支払と請求）第1項中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約に付加されている特定疾病保障終身保険特約および特定疾病保障定期保険特約の特約死亡保険金額」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「特定疾病保障終身保険特約または特定疾病保障定期保険特約の特約高度障害保険金の受取人（特定疾病保障終身保険特約または特定疾病保障定期保険特約の特約高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と、同条第3項中、「主契約の保険金額」とあるのは「特定疾病保障終身保険特約および特定疾病保障定期保険特約の特約死亡保険金額」と、同条第5項中、「主約款に定める保険金」とあるのは「特定疾病保障終身保険特約条項または特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約保険金」と、それぞれ読み替えます。
- 4 保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、特定疾病保障終身保険特約および特定疾病保障定期保険特約のこの特約の請求日における特約死亡保険金額のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
- 5 第2条（保険金の支払と請求）第4項をつぎのとおり読み替えます。
「4 この特約の保険金の支払がなされる前に特定疾病保障終身保険特約条項または特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、特定疾病保障終身保険特約条項または特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約高度障害保険金の請求を受けた場合で、特定疾病保障終身保険特約条項または特定疾病保障定期保険特約条項の規定により特約高度障害保険金が支払われないときは、この限りでありません。」
- 6 第2条（保険金の支払と請求）第7項の規定は適用しません。

- 7 特定疾病保障定期保険特約については、特定疾病保障定期保険特約の保険期間満了前12か月間は、特定疾病保障定期保険特約にかかるこの特約の保険金の請求を行うことはできないものとします。
- 8 特定疾病保障終身保険特約または特定疾病保障定期保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、この特約の請求日が、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア.に定める保険金削減期間中であるときには、第4項および第2条（保険金の支払と請求）第1項および第3項から第6項までの規定により定まるこの特約の保険金の額に、この特約の請求日における特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア.に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。ただし、第2条（保険金の支払と請求）第3項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。
- 9 第4条（特約の復活）中、「主契約」とあるのは「主契約および特定疾病保障終身保険特約または特定疾病保障定期保険特約」と読み替えます。
- 10 第9条（特約の消滅）の規定をつぎのとおり読み替えます。

「第9条（特約の消滅）」

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約が消滅したとき
 - (3) 主契約に付加されている特定疾病保障終身保険特約および特定疾病保障定期保険特約がすべて消滅したとき
- 11 この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特定疾病保障定期保険特約が更新または他の保険契約もしくは特約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、本項において「更新日」といいます。）に、主契約および主契約に付加されている特定疾病保障定期保険特約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第7条（特約の保険金の受取人による特約の存続）および第10条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (4) 第1号または第2号の場合、第7項中、「特約の保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。
 - (5) 前4号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

リビング・ニーズ特約を介護保障定期保険に付加する場合、110～124ページの規定と併せて、つぎの特則をご確認ください。

介護保障定期保険に付加されている場合の特則

この特約が介護保障定期保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第4項をつぎのとおり読み替えます。

「4 この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害保険金または介護保険金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害保険金または介護保険金が支払われないときは、この限りではありません。」

- (2) 第21条（平準定期保険、家族収入保険、無解約返戻金型平準定期保険、特定疾病保障定期保険または通増定期保険に付加されている場合の特則）条見出しおよび第5項中、「または通増定期保険」とあるのは「、通増定期保険または介護保障定期保険」と、同条第1項中、「または通増定期保険（払済保険に変更された場合を除きます。以下、本条において同じとします。）」とあるのは「、通増定期保険（払済保険に変更された場合を除きます。以下、本条において同じとします。）または介護保障定期保険（払済保険に変更された場合を除きます。以下、本条において同じとします。）」と、同条第4項中、「または特定疾病保障定期保険」とあるのは「、特定疾病保障定期保険または介護保障定期保険」と、それぞれ読み替えます。

リビング・ニーズ特約を介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に付加する場合、110～124ページの規定と併せて、つぎの特則をご確認ください。

介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合の特則

この特約が介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、第2条（保険金の支払と請求）第4項をつぎのとおり読み替えます。

- 「4 この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害保険金または介護保険金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害保険金または介護保険金が支払われないときは、この限りではありません。」

リビング・ニーズ特約

リビング・ニーズ特約を豪ドル建年金支払型積立保険（積立利率市場連動期間付）に付加する場合、110～124ページの規定と併せて、つぎの特則をご確認ください。

豪ドル建年金支払型積立保険（積立利率市場連動期間付）に付加されている場合の特則

この特約が豪ドル建年金支払型積立保険（積立利率市場連動期間付）に付加されている場合には、この特約の保険金の請求は主契約の第1 保険期間満了時の6 か月以上前であることを要します。

リビング・ニーズ特約を介護保障付定期保険に付加する場合、110～124ページの規定と併せて、つぎの特則をご確認ください。

介護保障付定期保険に付加されている場合の特則

この特約が介護保障付定期保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第4項をつぎのとおり読み替えます。
「4 この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害保険金または介護保険金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害保険金または介護保険金が支払われないときは、この限りではありません。」
- (2) 第21条（平準定期保険、家族収入保険、無解約返戻金型平準定期保険、特定疾病保障定期保険または通増定期保険に付加されている場合の特則）条見出しおよび第5項中、「または通増定期保険」とあるのは「、通増定期保険または介護保障付定期保険」と、同条第1項中、「または通増定期保険（払済保険に変更された場合を除きます。以下、本条において同じとします。）」とあるのは「、通増定期保険（払済保険に変更された場合を除きます。以下、本条において同じとします。）または介護保障付定期保険」と、同条第4項中、「または特定疾病保障定期保険」とあるのは「、特定疾病保障定期保険または介護保障付定期保険」と、それぞれ読み替えます。

リビング・ニーズ特約を米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に付加する場合、110～124ページの規定と併せて、つぎの特則をご確認ください。

米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合の特則

この特約が米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、第2条（保険金の支払と請求）第4項をつぎのとおり読み替えます。

- 「4 この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害保険金または介護保険金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害保険金または介護保険金が支払われないときは、この限りではありません。」



指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「主たる被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主たる被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主たる被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- (3) その他、会社の定める保険金等

第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

- 1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。
 - (1) 主たる被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主たる被保険者の3親等内の親族
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

- 1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合

- (3) その他、前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする者）が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
- (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
- (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
- (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- 4 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 6 前5項に定めるほか、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に際しては、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における保険金等の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主たる被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

第6条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合におい

ても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第8条（主契約が更新される場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

第9条（無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合には、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則）

この特約を生存保障付連生定期保険に付加した場合には、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「第1被保険者」と読み替えます。

第11条（保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）」

この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の

選択に関する特約等」といいます。)による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」

- (2) 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

- 1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。

- (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
(2) 年金受取人の3親等内の親族

- 2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
(2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

- (3) 第6条（特約の解約）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 年金受取人は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。」

別表4 請求書類

〔Ⅰ〕 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	手 続 書 類
死亡保険金 特約死亡保険金 家族年金 特約家族年金 災害死亡保険金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 家族年金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (8) 家族年金受取人の印鑑証明書 (9) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 家族年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (11) 最終の保険料領収証 (12) 保険証券
高度障害保険金 特約高度障害保険金 高度障害年金 特約高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 高度障害年金受取人の戸籍抄本 (7) 障害給付金受取人の戸籍抄本 (8) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (9) 高度障害年金受取人の印鑑証明書 (10) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (11) 高度障害保険金受取人、高度障害年金受取人または障害給付金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (12) 最終の保険料領収証 (13) 保険証券

請求項目	手 続 書 類
満期保険金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
保険料払込免除 疾病障害による保 険料払込免除	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

請求項目	手 続 書 類
災害入院給付金 疾病入院給付金 入院初期加算給付金 見舞給付金（入院による場合） 成人病入院給付金 5大生活習慣病入院給付金 女性疾病入院給付金 がん入院給付金 がん治療給付金 がん経過観察給付金 がん診断一時金 上皮内がん診断一時金 入院一時金 長期入院給付金 通院給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 入院した病院または診療所の入院証明書（通院給付金の場合、通院した病院または診療所の通院証明書）＊ (5) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
手術給付金 手術・放射線治療給付金 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金 見舞給付金（手術による場合） 成人病手術給付金 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金 がん手術給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

請求項目	手 続 書 類
特定損傷給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 特定損傷給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
介護年金 特約介護年金 介護給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 介護年金・介護給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 介護年金・介護給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 介護年金・介護給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
死亡給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
健康祝金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 健康祝金の受取人の戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 健康祝金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 介護保障証書

請求項目	手 続 書 類
年金	(1) 請求書＊ (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書
死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解約返戻金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
契約者貸付	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
リビング・ニーズ特約による保険金請求	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) リビング・ニーズ特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) リビング・ニーズ特約による保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の印鑑証明書（被保険者が請求する場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	手 続 書 類
介護前払特約による介護年金請求	(1) 請求書＊ (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
低解約返戻金型積立利率変動型終身保険および米国ドル建終身保険の生存給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 生存給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生存給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 生存給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険証券
無事故給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

請求項目	手 続 書 類
特定疾病保険金 特約特定疾病保険金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 特定疾病保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
指定代理請求特約による保険金等の指定代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合）
保険料払込免除特約による保険料払込免除・既払込保険料相当額の支払	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。） (5) 保険契約者の印鑑証明書（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。） (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	手 続 書 類
死亡時支払金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡時支払金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡時支払金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡時支払金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
被保険者の死亡の報告および解約返戻金相当額の支払	(1) 死亡報告書および請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本 (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の年金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証（第1回年金の場合のみ） (7) 年金証書（第1回年金の場合は保険証券）

請求項目	手 続 書 類
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するものがあります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。
5. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。）の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出

で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金または高度障害年金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手 続 書 類
保険契約の復活	(1) 申込書＊ (2) 被保険者についての告知書＊
契約内容の変更 (1) 保険金額、基準保険金額、基本入院給付金日額または年金額の減額、増額（復旧） (2) 年金月額の変更 (3) 保険料払込方法〈回数〉の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 保険料払込期間の変更 (6) 払済保険への変更 (7) 延長定期保険への変更 (8) 生存給付金支払日の変更 (9) 年金開始日の繰上げ・繰下げ	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書＊（会社が特に提出を求めた場合）
会社への通知による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更 会社への通知による後継年金受取人の指定・変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券または年金証書

請求項目	手 続 書 類
遺言による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券または年金証書
保険契約者の変更	(1) 請求書＊ (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
年金種類の変更	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
指定代理請求人の変更指定	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票
受取人による保険契約または特約の存続	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

（備考）

1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。



MEMO



MEMO

[illegible]



MEMO



お問い合わせ先（担当者）

引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

一般のお客様 ^{ミナ ジブ ロック}0120-37-2269 通話料無料
※携帯電話、PHSからご利用になれます。

募集代理店を通じて ^{ナンバー ジブ ロック}0120-78-2269 通話料無料
ご加入されたお客様 ※携帯電話、PHSからご利用になれます。

ジブラルタ生命のホームページ

<http://www.gib-life.co.jp/>

日本におけるフルデンシャル・ファイナンシャルのホームページ

<http://www.prudential.jp/>